

# 令和6年度 年間監査計画

## 1 年間監査計画の趣旨

この年間監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し、日向市監査基準第13条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

## 2 基本方針

令和6年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 市の事務や事業について、合规性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証し、事務や事業の改善を通じて市民に監査等の効果が還元されるよう十分留意する。
- (2) 監査等の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めている。
- (3) 監査等の結果を住民にわかりやすく公表する。また、住民監査請求が行われた場合には、的確に対応する。

## 3 監査等の方針

令和6年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、実施計画において定める。

### (1) 定期監査（法第199条第4項）

令和6年度の市における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施する。

工事請負費については、請負代金額が2千万円未満の契約の中から抽出したものを対象とする。  
なお、効果的な監査のために、重点的に実施する事項をあらかじめ設定する。

### (2) 行政監査（法第199条第2項）

必要に応じて、市の事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼として監査を実施するほか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを行政評価等の結果を参考にしながら、監査のテーマを定め、それに関連する事務事業を抽出して監査を実施する。

### (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

市が、補助金等の財政援助を行っている財政援助団体、出資団体及び指定管理者の、出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて監査を実施する。併せて、所管課の当該団体等に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

## ア 各団体等の監査の主眼

### (ア) 財政援助団体（補助金等の援助を受けている団体）

団体が行う事業が、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。

(イ) 出資団体（市が4分の1以上の出資を行っている団体）  
団体が行う事業が、出資の目的に沿って運営されるとともに、会計経理等が適正に行われているか。また、費用対効果をはじめ、健全な経営がなされているか。

(ウ) 指定管理者  
公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているか。

イ 実施予定団体等  
指定管理者のうち、監査実施履歴を考慮し3団体程度を対象とする。

※参考 令和5年度実施団体  
社会福祉法人 日向市社会福祉協議会（財政援助団体・指定管理者）

(4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）  
一般会計、特別会計及び公営企業会計において、各会計の毎月の現金出納を対象として、検査資料及び諸帳簿の計数が適正であるか検査を実施するとともに、月末の現金の保管状況を検査する。

(5) 決算審査  
令和5年度決算を対象として審査を実施する。工事請負費については、主に請負代金額が2千万円以上の契約の中から抽出したものを対象とする。

ア 一般・特別会計歳入歳出決算審査（法第233条第2項）  
各会計の決算書及び附属書類が、関係法令の規定に基づいて作成されているか、計数が適正であるか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ 公営企業会計決算審査（公企法第30条第2項）  
決算書及び附属書類が、関係法令の規定に基づいて作成されているか、計数が適正であるか確認し、経営成績、財政状態について審査する。

(6) 基金運用状況審査（法第241条第5項）  
令和5年度の日向市基金運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正であるか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(7) 財政健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項）  
健全化判断比率及び資金不足比率について、関係法令等に基づいて適正に算定されているかを審査する。

#### 4 監査等の実施期間及び報告・公表時期

##### (1) 監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査等の種類	実施期間	報告・公表時期
定期監査	令和6年4月～令和6年6月 令和6年9月～令和7年2月	令和6年7月 令和7年3月
財政援助団体等監査	令和6年9月～令和6年10月	令和6年12月
例月現金出納検査(広域連合を含む)	対象月の翌月20日～月末	実施月の翌月
一般・特別会計歳入歳出決算審査、 基金運用状況審査	令和6年6月～令和6年8月	令和6年9月
公営企業会計決算審査	令和6年4月～令和6年8月	令和6年9月
財政健全化判断比率等審査	令和6年7月～令和6年8月	令和6年9月

##### (2) 監査等のスケジュール表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
←			→									定期監査	
					←		→					財政援助団体等監査	
		←			→								一般・特別会計 決算審査
←				→								公営企業会計決算審査	
		←			→								財政健全化判断比率等審査